

船橋市保健・医療・福祉問題懇談会に関する要綱

(目的)

第1条 船橋市保健・医療・福祉問題懇談会（以下「懇談会」という。）は、本市における保健、医療、福祉に関する諸問題について自由な意見交換を行い、地域住民の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 懇談会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域における保健、医療、福祉行政に関する事項
- (2) 住民に対する保健・衛生指導に関すること
- (3) その他、住民の健康及び福祉の増進に必要な事項

(組織)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから必要に応じて選任する。

- (1) 保健医療関係団体に所属する者
- (2) 福祉関係団体に所属する者
- (3) 公的医療機関(これに準ずるものを含む。)及び関係行政機関等の代表者
- (4) 市職員

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

(参考意見の聴取)

第6条 懇談会の会議は必要に応じ、関係機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会の設置)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会の委員は、懇談会の推薦により選任する。
- 3 小委員会の会議については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(災害補償)

第8条 懇談会及び小委員会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(庶務)

第9条 懇談会及び小委員会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月 1日から施行する。